

■第2章 都市ビジョン

1. 基本理念

**定住と交流による活力あるまちづくり
～豊かな自然や水辺を大切にした歴史まちづくりの推進～**



人口減少の抑制に向けて、出生数の増加を目指すためには、若い世代の学ぶ場や働く場を確保し、市内に住み続ける若者を増やすことにより、生産年齢人口を中心とした定住を促進するとともに、ＵＩターン者の居住促進等による社会増を図ることが必要です。

その一方、全国で人口減少が進む中、本市でも人口の減少は避けられません。そこで重要となるのが、県内外から観光やビジネスなど様々な目的で来訪する人々との交流の促進です。

観光による域内の消費は、定住人口の減少を補う効果があり、ビジネスなどによる来訪者との交流により、宿泊や飲食等を通じた地域経済循環の発生により、新たな雇用が生まれ、定住にもつながります。

本市には、宍道湖や中海などの水辺の美しい景観や、島根半島・宍道湖中海ジオパークで認められた貴重な地質地形遺産など、豊かな自然が存在するとともに、国宝である松江城や城下町としての伝統的な町並み、さらには古代出雲の繁栄を物語る遺跡群など、悠久の歴史が感じられる多様な地域資源があります。

以上のことから、豊かな自然や水辺を大切にしながら、歴史的な町並みと地域資源を生かした「歴史まちづくり」を推進することにより、「選ばれるまち 松江」を創出していきます。これにより、生まれ育ったまちに定住し、住み続けられる環境の整備を進め、多様な世代が居住する循環型の地域の形成を図るとともに、国内外からの多くの来訪者やＵＩターンなどによる県内外からの移住者も多い、人と人との活発な交流があるまちを目指します。

2. 計画策定の視点

少子高齢化や人口減少社会の到来を迎え、過去に開発需要が多いなかで、市街地整備とインフラ、公共施設の整備を中心に進められてきた都市づくりから、増加する空き家など低未利用地対策や、既存施設の維持管理とストック活用を中心とした都市政策への大きな方向転換が求められています。

第一に、将来にわたって市民の移動手段を確保し、商業・福祉・医療等の生活サービス機能にアクセスしやすいようにするためにも、既存の鉄道や幹線のバス路線などの公共交通網をまちの骨格と位置付けることにより、土地利用と連携した持続可能な都市構造の形成を進めます。

第二に、市内では、空き家や空き店舗、駐車場などの低未利用地が増加しています。これまで整備されてきた上下水道や道路、公園等の都市基盤や遊休不動産などの既存ストックの有効活用を進めることにより、買い物、福祉・医療や子育て環境が身近に提供され、安全・安心に暮らせるまちづくりを進めます。

第三に、歴史的な町並みや美しい水辺の景観、豊かな伝統文化をしっかりと守りながら、定住や雇用創出などの求められる機能を誘導していくゾーンを示し、規制から誘導への転換を図ることにより、民間活力の導入を促し、活力を生み出すまちづくりを進めます。

3. まちづくりの基本方針

市内の様々な地域において、人口流出と高齢化の進行により、地域コミュニティの崩壊、祭事などの伝統文化の喪失、生活に必要な諸機能の消失などが懸念されています。

このため、若い世代を地域に呼び込むことにより、高齢者も含めた多様な世代が、将来にわたって生まれ育った地域やその周辺で居住できるような、循環型の地域を実現することが、まちづくりの大きなテーマとなっています。そのための基本方針について、次の6つの方針を掲げ、まちづくりに取り組むこととします。

方針① まちの骨格となる公共交通の整備とアクセス手段の確保

- ・ 鉄道や主要バス路線といった公共交通の幹線の利便性を高め、まちの骨格となる移動網を整備するとともに、住民が通学や通勤、通院のための移動がしやすいよう、持続可能な公共交通を確保します。
- ・ 居住者が各集落から生活サービス機能を利用しやすいように、コミュニティバスなどの多様な移動手段を確保します。
- ・ 公共交通を利用しにくい高台や丘陵部の住宅地では、各地域の実情に応じた交通環境について、住民と共に考え、構築を図っていきます。



八雲町コミュニティバスターミナル

方針② まちづくりに不可欠な幹線道路の整備

- ・ 高規格幹線道路と連動した地域の骨格となる幹線道路の整備を進め、生活利便性の向上や地域間の交流促進を図るとともに、渋滞解消や災害時の緊急輸送路としての機能を確保します。
- ・ 都市圏内外からの移動を可能とすることで広域交流を促進し、広域観光ルート形成のため、松江北道路などの地域高規格道路の整備を推進します。
- ・ 物流環境を向上させ経済活動を活発化させるため、市中心部の主要道路の整備を推進します。
- ・ 安全、安心に移動できる歩行環境や自転車走行環境の整備を図ります。



松江だんだん道路

方針③ 多世代が居住する循環型の地域を形成するための土地利用の推進

- ・ 高齢化が進む中心市街地や大規模住宅団地、集落地域において、空き家等の中古住宅の流通を促進し、Uターン者を含めた若い世代の居住を促進します。
- ・ 多様な世代が将来にわたって地域に居住し続けられるよう、既存の住宅やインフラ等のストックの有効活用が可能となる土地利用ルールを整備します。
- ・ 各地域における生活利便性を維持するため、生活の中心となる地域において買い物、医療等の生活サービス機能の立地を促進します。

方針④ 若者に魅力ある雇用の創出のための土地利用の推進

- ・ 既存ストックの有効活用を図るためにも、インターチェンジ周辺など交通利便性の高い地域において、土地を有効に活用し、流通機能等の誘導を図ることにより、雇用を創出します。
- ・ ソフトビジネスパーク島根や湖南テクノパーク等企業が既に集積する地域において、雇用の受け皿を確保します。
- ・ IT産業やものづくり産業、歴史・文化や恵まれた自然環境等を生かした観光関連産業等の分野で魅力的な雇用を創出し、定住につながる環境整備を推進します。



ソフトビジネスパーク島根

方針⑤ 誰もが安全・安心に暮らせるまちの形成

- ・ 地震や風水害などの自然災害や、火災の危険から住民の生命と財産を守るため、災害の危険がある地区外へ居住を促進するなど、ハード・ソフト両面からの対策を強化します。
- ・ 道路が狭く木造住宅が密集する地域では、区画再編による延焼防止機能の確保や、建築物の不燃化及び耐震化を促進します。
- ・ 大橋川の改修を推進し、あわせて内水対策を進め、住民の誰もが安全に安心して暮らせるまちの形成を図ります。



中川改修(事業中)

方針⑥ 訪れる人との交流を促進するまちの形成

- ・ 観光客やビジネス客を受け入れられるコンベンション施設や、宿泊機能の充実を図ります。
- ・ 松江城周辺や美保関の青石畳通りなどの伝統的な町並みや、古代出雲神話等の豊かな歴史・文化資源、宍道湖・中海の美しい水辺景観を活用した交流を促進します。
- ・ 平成 29 (2017) 年 12 月に日本ジオパークの認定を受けた「島根半島・宍道湖中海ジオパーク」を生かした体験交流の拡大を推進します。
- ・ 訪れる人々への「松江らしいおもてなし」の機運を市民とともに盛り上げ、訪れる人との交流を促進します。



青石畳通り

4. 将来都市構造

まちづくりの基本方針のもと、基幹的な公共交通および幹線道路からなる交通ネットワーク軸を基本に、居住や生活サービス機能等の立地を確保し定住促進を図る地域と、暮らしを支えるうえで必要となる雇用の創出を図る地域を構築することにより、持続可能な都市構造の実現を目指します。

定住促進の中核

居住や高次都市機能及び生活サービス機能が集積し、既存ストックの活用が見込まれる地域について、公共交通の幹線でつなぐことにより、定住の促進を図ります。

都市の中核

J R 松江駅、県庁や市役所などの行政機関、大規模商業施設、高度医療機関、コンベンション施設等の高次都市機能が集積し、市民や観光客などが来訪する市の中心的地域とします。

都市の中核周辺

都市の中核を取り巻く商業地や住宅地を中心としたエリアで、地域ごとに商業施設や医療施設などの生活サービス機能が配置され、利便性が高い生活が営める地域とします。

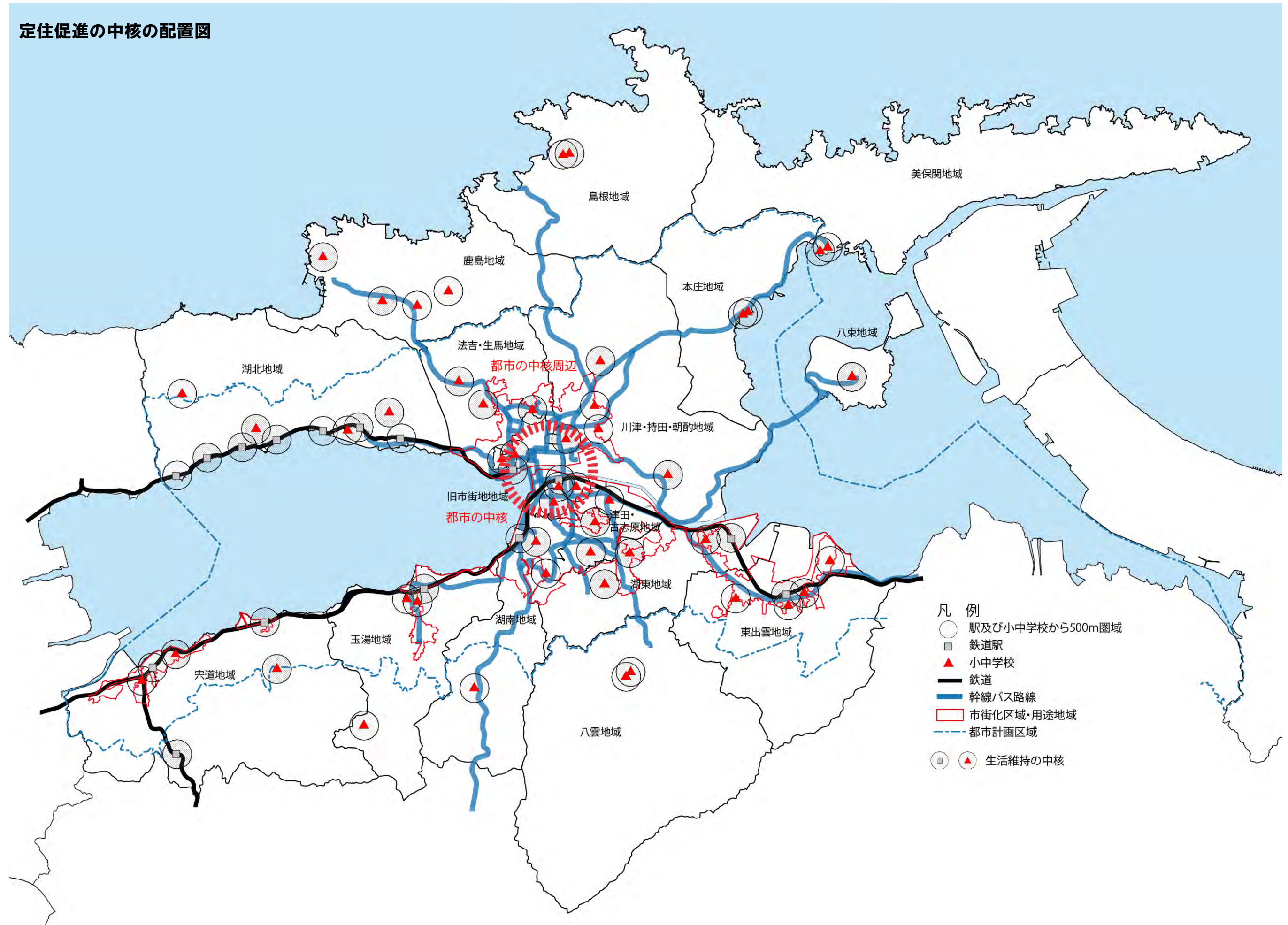
生活維持の中核

小中学校及び鉄道駅の周辺 500m 圏や、バス路線及び鉄道といった公共交通の幹線をもとに、居住や生活サービス機能の確保を図る地域とします。

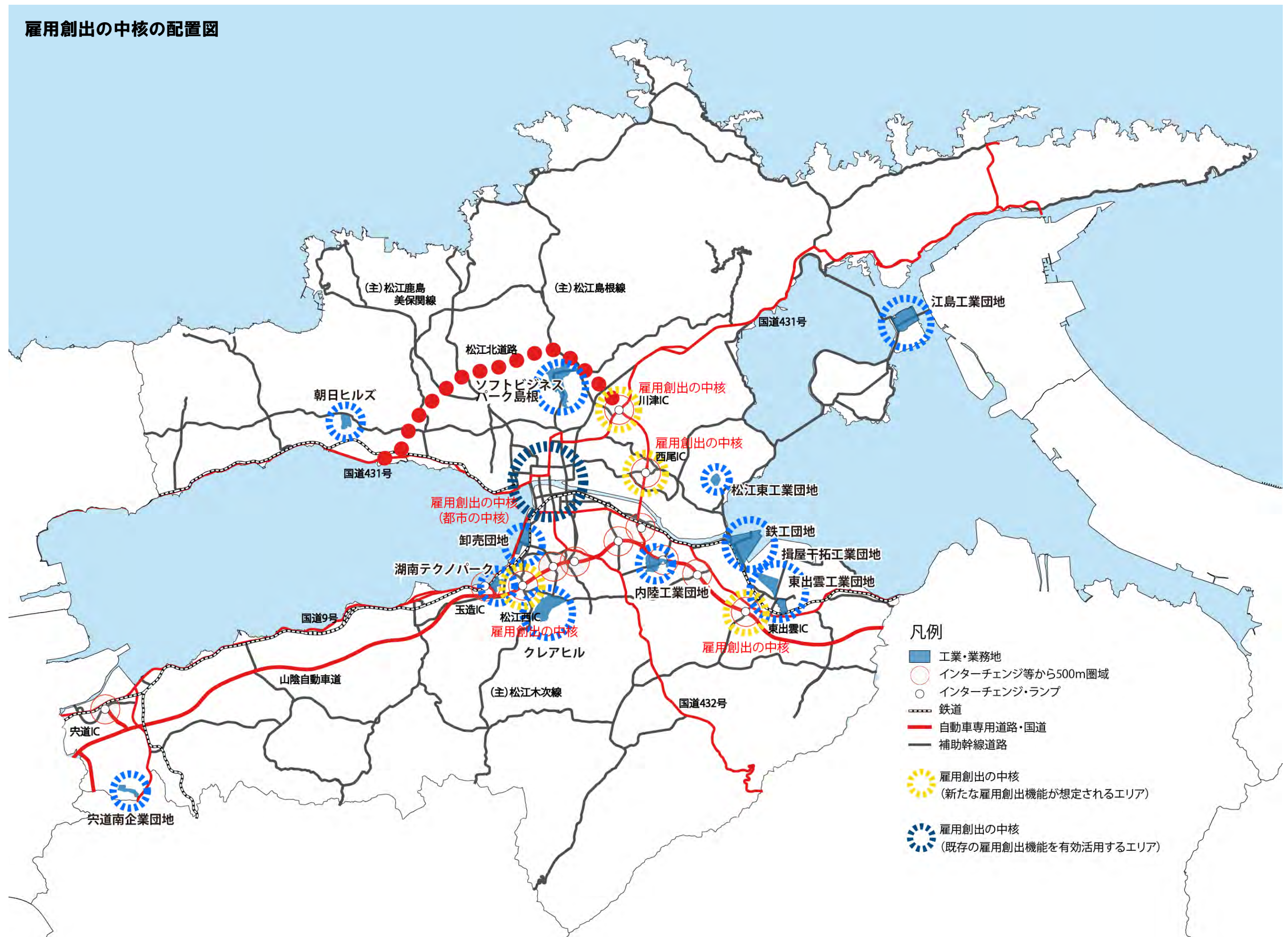
雇用創出の中核

地方都市での暮らしを支えるうえで、必要となる雇用を生む場として、中心業務地や既存の工業団地、インターチェンジ周辺など働く場としての確保を図る地域とします。なお、特徴的な地域資源を生かして、雇用創出に寄与している農林水産業や観光産業については、中核として場所を示すことは行わず、市内全域を対象として雇用創出を図ります。

定住促進の中核の配置図



雇用創出の中核の配置図



MEMO

This image shows a single sheet of white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are no margins, text, or other markings on the paper.

交通ネットワーク軸

広域連携軸、地域連携軸の2つの連携軸と、内循環線、外循環線の2つの循環道路を交通ネットワークの軸として設定し、中核となるエリアを連携します。

広域連携軸

○隣接する都市間の移動軸であるとともに、物流のネットワークとなっている高規格幹線道路及び鉄道を広域連携軸として位置づけ、都市圏域間の広域交流を促進します。

- ・山陰道、境港出雲道路（整備予定）
- ・JR山陰本線

地域連携軸

○市中心部から放射状に延び、各地域の生活の中心となるエリアと接続する幹線道路を位置付け、生活圈・地域間の連携の円滑化を推進します。

- ・国道9号、国道54号、国道431号、国道432号、(主)松江鹿島美保関線、(主)松江島根線、(主)松江木次線、(一)本庄福富松江線
- ・一畑電車北松江線

外循環線

○市街地の周辺を走る地域高規格道路を配置し、渋滞の解消や災害への対応の円滑化を推進します。

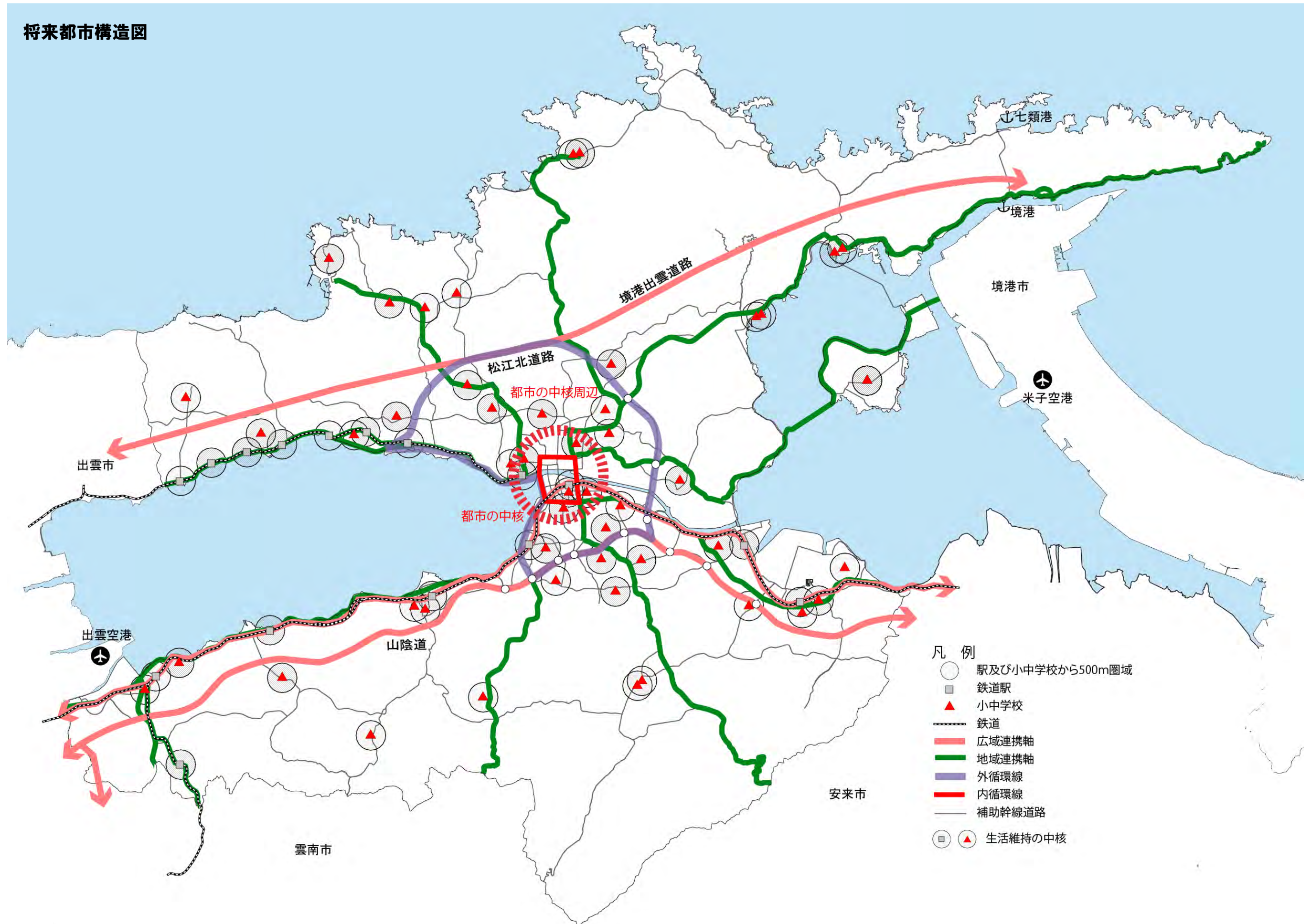
- ・山陰道、松江だんだん道路、松江北道路（整備予定）

内循環線

○市中心部の主要道路を位置付け、人と物の円滑な移動を促進し、経済活動の活性化を図ります。

- ・(都)城山北公園線、(主)松江島根線、国道9号、(主)松江鹿島美保関線

将来都市構造図



■第3章 分野別のまちづくり方針

松江市が人口減少・高齢化の進展下において、中核市として発展しながら、持続可能な都市経営を続けるために、都市ビジョンで示したまちづくりの基本的な方向性をもとに、交通ネットワークと定住促進・雇用創出の中核を形成し、将来都市構造の構築を図る必要があります。

そのためには、市域全体について、実効性と推進力を持った体系的な都市政策を本プランのもとで展開していく必要があります。ここでは、都市計画分野とこれに関連する各分野の施策の方向性として、土地利用、都市施設、安全・安心のまちづくり、歴史・文化と景観・緑地・環境のそれぞれの分野別にまちづくり方針を示します。

分野別の まちづくり方針	1. 土地利用	1) ゾーン別の土地利用方針
		2) 用途別の土地利用方針
	2. 都市施設	1) 道路
		2) 公共交通
		3) 公園
		4) 河川
		5) 下水道
		6) その他の都市施設
	3. 安全・安心のまちづくり	1) 災害に強い都市づくりの推進
		2) ひとにやさしいまちづくりの推進
	4. 歴史・文化と景観・緑地・環境	1) 歴史まちづくりと魅力ある景観形成の推進
		2) 緑地の保全と活用の推進
		3) 環境・エネルギーの保全と活用の推進

1. 土地利用

市街地の低密度化が進行し、既成市街地や既存集落において空き家が増加するなか、都市全体としての活力を確保するため、地域地区や地区計画制度、開発許可制度の運用、建築基準法の遵守等により、計画的な土地利用を推進します。

1) ゾーン別の土地利用方針

市域全体のゾーニングを行うにあたり、①計画的な市街地の形成を図る「市街地ゾーン」、②都市計画区域内で市街地ゾーンを除く「市街地周辺ゾーン」、③都市計画区域外である「自然環境保全ゾーン」の3つの範囲を概ねのイメージとし、市街地ゾーンについては、さらに住居系、商業系、工業系のそれぞれの用途ごとの土地利用の方針を示します。

区分	土地利用の方針
① 市街地ゾーン	都市機能が集積した利便性の高い市街地を形成するため、都市計画の手法にもとづき、市街地の特性に応じた用途別の土地利用を誘導します。
住居系土地利用	- 既成市街地においては、利便性の高い住宅地の形成を図るとともに、既存ストックの有効活用のため、空き家や空き地、遊休化した公有地などの低未利用地の活用を図ります。 - 市街地内の農地は、民間開発による住宅地への転用を促進する一方、農地と住宅地の調和した土地利用を推進します。 - 木造住宅が密集する地域では、区画の再編など防災性の向上による住環境の改善を図ります。 - 土砂災害警戒区域など、災害の危険性がある地域においては、ハード・ソフト両面からの対策を進めるとともに、災害の危険のある地域以外への居住を促進します。
商業系土地利用	- 中心市街地は、商業機能の集積や高度利用を推進するとともに、市街地内に点在する駐車場の再配置を図ります。また、松江駅周辺や殿町周辺の再整備の検討を進めます。 - 空き店舗や空き地など遊休不動産を活用したリノベーションの推進により、魅力ある中心市街地の再生を図ります。 - 国道や県道などの幹線道路沿線における事業所の集積を確保し、雇用の創出を図ります。 - 大規模集客施設について、特別用途地区の活用により、中心部への立地を誘導します。 - 土地区画整理事業及び市街地再開発事業については、事業採算性を踏まえたうえで施行を検討します。
工業系土地利用	- 企業立地奨励制度や電源立地市の特性を生かした優遇制度を活用して、市内外から積極的な企業立地・集積を推進するとともに、周辺の住環境等と調和した適切な土地利用を図ります。 - 工場跡地の土地利用転換に当たっては、周辺の工場の操業環境を確保することを基本とします。

② 市街地周辺ゾーン	・ 既存集落においては、農村環境と調和した居住空間の形成を図ります。 ・ 開発については、市街化を促進しないよう、市街化調整区域の立地基準に基づき開発許可制度を運用するとともに、条例による開発基準の緩和制度や地区計画ガイドラインに沿った適正な土地利用を誘導します。 ・ 新たな住宅の立地の際には、既存集落内を基本とし、鉄道駅や小中学校周辺等の定住促進の中核への誘導を図るため、開発許可基準等の見直しを検討します。 ・ インターチェンジ周辺の雇用創出の中核への誘導を図るため、開発許可基準等の見直しを検討します。 ・ 既存ストックの有効活用や地域活性化、コミュニティ機能の維持の観点から、既存集落や住民の高齢化が進行している住宅団地では、中古住宅の流通促進等により、多様な世代の居住を促進します。このため、空き家となっている古民家等の建築物については、賃貸住宅や店舗、宿泊施設等への用途変更が可能となるよう運用基準の見直しを進めます。 ・ 穴道湖・中海の自然景観や松江イングリッシュガーデン、松江フォーゲルパークなどの主要な観光交流機能のある区域においては、観光資源を生かした交流促進を図ります。 ・ 土砂災害警戒区域や沿岸部の津波被害が想定される地域以外の災害リスクの低い地域への居住を促進します。
③ 自然環境保全ゾーン	・ 都市計画区域外の農漁村集落における居住環境の保全と豊かな自然環境と景観保全を図ります。 ・ 生活維持の中核においては、生活に必要な機能を集積させ、日常生活における利便性の向上を図るとともに、歴史・文化資源や自然環境など地域の特色を生かした交流の促進を図ります。 ・ 既存ストックの有効活用の観点から、空き家となった建築物については、中古住宅の流通促進等により若い世代やU・Iターン者など新たな住民の居住を促進し、文化・伝統が継承できるよう地域活性化やコミュニティの維持を図ります。 ・ 開発については、景観や住環境の保全などに配慮しつつ、農業振興地域の整備に関する法律や農地法、森林法などの関係法令や、民間開発に係る指導要綱に基づき、適正な土地利用を誘導します。

2) 用途別の土地利用方針

ゾーン別の土地利用方針をふまえて、

- ・ 商業・業務地、一般住宅地、住商工複合地といった用途地域に対応する区分
- ・ 専用住宅地、工業・流通地、農山漁村環境保全地、自然環境保全地といった用途地域内外にわたる地域を対象とする区分

を設定し、それぞれの土地利用の方針について、次のように定めます。

用途区分	土地利用の方針	対象地域
商業・業務地	・ 中心市街地では、高次都市機能の集積を図り、集客や雇用の拠点としての機能を確保できるよう、土地の高度利用を図るとともに、生活利便性を生かしたまちなか居住を推進します。 ・ 国道や県道といった主要幹線道路の沿線及び駅周辺は、住宅地との調和に配慮しながら、公共公益施設や生活サービス施設を配置するなど、利便性の向上を図ります。	・ 商業地域 ・ 近隣商業地域
一般住宅地	・ 幹線道路沿線では、店舗や事務所等の立地を許容しつつ、利便性の高い、良好な住環境を有する住宅地の形成を図ります。	・ 第一種住居地域 ・ 第二種住居地域
専用住宅地	・ 城下町としての町並みが残されている地域においては、伝統的な景観の保全に配慮します。 ・ 低層住宅が集まる住宅団地等は、小規模な店舗や事務所等の立地を許容しつつ、多様な世代が居住できるような良好な住環境の維持・向上を図ります。 ・ 大規模な住宅団地で、住民の高齢化が進んでいる地域では、地域コミュニティの維持と生活利便性の確保を図ります。	・ 第一種低層住居専用地域 ・ 第一種中高層住居専用地域 ・ 第二種中高層住居専用地域
住商工複合地	・ 幹線道路沿線において、住宅や店舗・事務所、工場などが混在する地域では、地区計画の策定等を推進し、それぞれの環境に配慮した秩序ある土地利用を推進します。	・ 準工業地域
工業・流通地	・ ソフトビジネスパーク島根をはじめとする企業団地や、部品製造業・水産加工業などが集積する工業集積地については、企業立地を推進し、雇用の創出を図ります。 ・ クレアヒル松江など、卸売業や運輸業等が集積する卸団地については、交通利便性を生かし、物流の拠点としての機能向上を図ります。	・ 工業地域 ・ 工業専用地域及び用途地域外の工業団地等
農山漁村環境保全地	・ 農業基盤の整備が行われた地域では、まとまった農地を保全するとともに、無秩序な転用を抑制し、生産振興を図ります。 ・ 定住促進の中核においては、無秩序な転用を抑制するため、保全すべき農地を明らかにし、それ以外の農地については、土地の有効活用を検討します。 ・ 既存集落においては、住環境の保全を図り、ＵＩターン者など新たな住民の居住を推進します。 ・ インターチェンジ周辺や幹線道路沿線では、周辺の住環境や営農環境との調和に配慮しつつ、定住促進や産業振興につながる土地利用を検討していきます。	・ 用途地域外の農地及び集落地域
自然環境保全地	・ 市街地の背景となる山々は、自然環境を保全するとともに、景観の維持を図ります。 ・ 森林の育成等により、土砂流出の防止などの防災機能の維持を図ります。	・ 山林 ・ 丘陵地

(資料編 p.108 参照)

2. 都市施設

道路や公園、河川、上下水道等の都市施設については、これまでの都市整備事業により、その多くが整備されています。このため、今後は、これらの施設の維持管理を適正に行うとともに、これらの活用を基本にした定住と交流がさらに促進されるよう、機能の充実を図ります。

1) 道路

広域連携軸や地域連携軸、内・外循環線とこれらを補完する補助幹線道路の整備により、市内外をネットワーク化するとともに、歩行環境と自転車の走行環境の整備を通じて、快適に移動できる都市空間の構築を図ります。老朽化する道路施設については、適切に維持管理を行い、市民に安全・安心な道路施設を提供するため、点検・診断・措置・記録によるメンテナンスサイクルの構築を進め、施設の長寿命化とライフサイクルコストの低減を図ります。

ア) 広域連携軸及び地域連携軸の整備

広域的な交流や活動を促進する広域連携軸について、地域高規格道路・境港出雲道路及び松江北道路の整備を進めます。

また、地域間連携軸として、都市の中核と生活維持の中核を結ぶ放射状道路、さらに産業及び観光レクリエーションといった機能をつなぐ路線の整備と強化を図ります。

イ) 都市の中核の機能を高めるための内・外循環線の整備

通過交通による市街地の渋滞を緩和し、都市の中核内に立地するさまざまな都市機能へのアクセスを向上させるため、(都)城山北公園線や、松江北道路といった内循環線・外循環線の整備を進めます。

ウ) 地域間連携軸を補完する補助幹線道路の整備

地域間連携軸を補完し、市街地の交通環境の向上に寄与する補助幹線道路の整備を進めます。

エ) 歩行・自転車走行環境の整備

都市の中核やその周辺部では、徒歩や自転車で移動できる範囲で生活が成り立つような機能配置を図ります。このため、安全で快適な歩行・自転車走行環境の構築に向けて、歩道及び自転車通行帯の整備や電線類の地中化を進めます。

また、市民や観光客が円滑に目的地まで移動できるよう、コミュニティサイクル等の導入を検討します。

オ) 長期未着手都市計画道路の見直し

長期間にわたり事業着手できていない都市計画道路については、少子高齢化に伴う交通環境の変化や、まちなみ景観の保全、歩行者等の安全確保等の観点から、必要性について再検証し、計画の廃止も含めて抜本的な見直しを検討します。

2) 公共交通

人口減少、少子高齢化社会を迎え、過度な車依存の生活を見直し、公共交通や自転車、徒歩による移動手段を確保することにより、住民生活の利便性を確保することが求められています。

また、自動運転技術の進歩により、全国で無人自動走行車の実用化に向けた実験が進んでおり、郊外部や高台の住宅地においては、通院や通学、買い物のための移動手段として、これらの新たなサービスの導入の検討が求められています。

ア) 幹線となるバス路線網の維持とアクセス手段の確保

都市の中核及びその周辺を循環する路線や、中心部から各地域へ張り巡らされた、幹線となるバス路線について、利便性の向上を図ります。

また、幹線道路から離れた高台や郊外の住宅地、集落地域等については公共交通へのアクセスが悪くなっているため、自治会やNPOによる輸送も含めた、地域が主体となった新たな交通手段の導入やタクシーの活用等を検討します。

イ) 路線バスの利便性向上

市民をはじめ、国内外の観光客等の鉄道からの乗り継ぎ等、利便性を大きく高める交通ICカードについて、バス路線への導入を目指し、調査研究を行います。

また、携帯端末や路上表示器の活用による、リアルタイムでの運行情報の提供を可能とする新たなバス運行情報提供システムの導入に向けた検討を行います。

ウ) コミュニティバスの利便性の確保

生活維持の中核と集落をつなぐ交通環境の向上のため、コミュニティバスについては、各地域の利用促進協議会と連携し、地域の実情にあった運行ルートやダイヤとなるよう、継続的な見直しを行うとともに、必要に応じて運行形態、運行体制の変更も含めた検討を行います。

エ) 航空路、鉄道、航路等の充実

出雲空港、米子空港を利用する来訪者の増加を図るため、新たな地方路線や国際路線を含めた航空路線の維持・拡大を目指します。

鉄道については、「山陰新幹線」「中国横断新幹線」の整備推進、伯備線における車両の近代化、一畑電車への支援などを通じて、広域移動の充実を図るとともに、通勤利用の促進が図れるよう、利便性、快適性の向上を促進します。

隠岐諸島と松江市の結び付きを強める隠岐航路は、関係機関と連携し、航路の充実を目指します。

さらに、交流人口の拡大に資する水上交通など多様な移動手段の導入を検討します。

オ) モビリティ・マネジメントの推進

ノーマイカーウィークの実施など、モビリティ・マネジメントの推進により、公共交通の利用促進、自動車交通量及び温室効果ガスの削減を図ります。

3) 公園

都市公園等については、概ねの整備がなされていることから、長寿命化計画に基づき、公園施設の計画的な更新を進めます。また、災害時のオープンスペースとしての機能や住民の憩いの空間としての機能を確保するため、適切な維持管理を図るとともに、多様な用途への利活用に向けた検討を進めます。

ア) 広域的な公園の維持・整備

総合公園や運動公園などの広域的な公園については、計画的な施設の改修や再整備を行い、適切な維持管理を進めます。

また、城山公園は、文化財保護と観光客の利便性の向上の観点から、石垣の修理等、適正な整備を推進します。公園墓地については、利用者ニーズを踏まえ、拡大整備を進めます。

イ) 身近な公園の維持・整備

近隣公園や街区公園などの身近な公園は、防災、住民の憩いやレクリエーションの空間としての機能を確保するため、遊具等公園施設の計画的な更新を進めるとともに、104 団体が登録する公園愛護団と連携し（平成 29 年度末現在）、地域の実情に応じた維持管理を進めます。

ウ) 民間活力による新たな都市公園の整備手法について

平成 29（2017）年の都市公園法の改正により、民間資金を活用した飲食店・売店等の収益施設の設置・管理と、園路・広場等の公園施設の整備を一体的に行う、新たな都市公園の整備手法「公募設置管理制度（Park-PFI）」が創設されました。

これを踏まえ、多様な用途による公園の利活用を図るため、美しい水辺景観を構成する松江湖畔公園や、各地域の公園の立地や特性等を考慮し、地域ニーズを踏まえた多様な利活用について研究・検討を行います。

4) 河川

台風や集中豪雨等による浸水被害の増加が懸念されることから、災害に強い河川整備を推進します。

また、大橋川改修をはじめ、市街地の中・小河川改修を進めるにあたっては、周辺の自然環境との調和に配慮するとともに、新たな水辺環境を創出し、マルシェの開催など、水辺空間の活用を図り、賑わいの創出を目指します。

ア) 大橋川改修の推進

市街地の浸水被害を防ぐため、狭さく部の拡幅や堤防整備など、大橋川改修を着実に推進するとともに、白潟地区など周辺のまちづくりとあわせて、水辺の賑わいの創出を図ります。

また、大橋川改修が宍道湖・中海の汽水環境に大きな影響を与えないように、動植物の成育環境や生態系などのモニタリングをしながら事業を進めるとともに、沿岸の豊かな自然環境の保全と創出を図ります。

イ) 内水対策の推進

内水被害の防止・軽減のため、中川の河川改修や上追子排水機場、排水路等の施設整備を進めます。

ウ) 水辺空間の整備・活用

水都松江を象徴する宍道湖・中海や堀川に代表される水辺空間については、水辺に親しむことができるような河川整備を行います。

また、大橋川改修にあわせて、賑わいを生む機能の導入など、水辺の利活用を進めます。

5) 下水道

下水道については、面的整備が完了した污水处理施設の適切な維持管理を行うとともに、雨水施設については、松江市街地治水計画に基づき、市街地における家屋の浸水被害の解消に向けて、計画的な整備を進めます。

ア) 污水处理施設の維持・更新

面的整備が完了した公共下水道、農業集落排水等の污水处理施設については、過去の集中投資による施設の更新が今後同時期に大量に発生することが見込まれます。このため、施設の延命化や更新需要の平準化のための長寿命化計画を策定し、効率的な更新を進めます。

イ) 雨水管渠^{かんきょ}の整備

雨水事業については、松江、玉湯、宍道、東出雲地区等の浸水被害があった区域を優先し、雨水管渠の整備を進めるとともに、大橋川改修と関連する事業を進めていきます。

6) その他の都市施設

都市計画上の位置付けが可能な都市施設である、上水道、斎場、ごみ処理施設といった供給処理施設等について、計画的な維持・更新を図ります。

ア) 上水道設備の維持・整備

水道事業は、高度経済成長期に集中投資した管路などの水道施設で多くの更新需要が見込まれます。このため、安定供給と災害時における水道確保の観点から、老朽施設・管路の更新・耐震化計画を策定し、効率的な更新を進めます。

イ) 斎場の維持・更新

斎場については、建築後約 30 年が経過しており、近年の火葬件数の増加から、施設の拡充を行ってきましたが、今後は年次計画にもとづき、改修や修繕を進めます。

ウ) ごみ処理施設の維持・更新

市民や事業者等と協働し、ごみ発生・排出抑制、分別の徹底、リサイクルなどにより、循環型社会の構築を推進するとともに、ごみ処理施設の適切な運用と計画的な更新を図ります。

エ) 情報通信環境の整備

光ファイバー網やケーブルテレビ回線等、情報通信環境の整備が進んでいることから、高齢者の見守りや遠隔医療等の生活サービスへの活用を進めていきます。

3. 安全・安心のまちづくり

本市の中心部においては、商業、福祉・医療、金融、文化、行政等の多くのサービス機能が立地しており、市民や来訪客による生産、販売・消費、交通・輸送等の高度な都市活動が行われています。災害の発生により、これらの都市の機能が停止し、都市活動が麻痺すると、市民生活に大きな影響が生じます。

このため、地震、風水害、土砂災害等による被害を防止・軽減し、災害に強い都市づくりを進めます。また、人にやさしいまちづくりを推進し、誰もが安全に安心して暮らせるまちづくりを目指します。

1) 災害に強い都市づくりの推進

災害発生時の迅速な対応、早期の都市機能復旧が可能となるよう、治水や土砂災害対策、道路施設、ライフライン等の安全対策を推進し、災害に強い都市づくりを推進します。

ア) 治水及び土砂災害対策の推進

市街地においては、まちづくりと一体となり、大橋川改修を進めるとともに、河川の改修や、水門・ポンプ場の整備による内水排除対策を進め、水害に強い市街地の形成を図ります。市街地の周辺や郊外の地域においては、中・小河川改修により、水害に強い地域を目指します。

また、近年、全国各地で河川施設の能力を上回る洪水が発生していることを背景に、水防法が改正されたことを踏まえ、国・県・市で構成する減災対策協議会を中心に、水害リスク情報や減災のための目標を共有し、ハード・ソフト両面から減災の取組を進めます。

海岸での高潮等による被害を受けやすい区域のうち危険区域については、海岸・護岸施設等の整備を計画的に行います。津波対策については、土地利用との連携により、津波による浸水被害が少ない地域への居住を促進するとともに、避難場所や避難路を整備・確保します。

土砂災害対策については、土砂災害警戒区域など、災害の危険性がある地域においては、土地利用と連携し、ハード・ソフト両面からの対策を進めるとともに、災害リスクの低い地域への居住を促進します。

イ) 道路施設及びライフラインの安全化対策の推進

安全な道路施設を提供するため、老朽化している橋梁やトンネルなどの道路施設の長寿命化を図ります。

また、災害時には、住民の避難、救助・消火活動や物資の輸送などの役割を果たせるように、市街地の道路については、^{きょうあい}狭隘区間における歩道の整備、木造住宅密集地における幅員の確保、道路交差部などの局部改良を進めるとともに、緊急輸送道路に指定されている、郊外へ通じる路線については、耐震化の推進や未整備個所の早期整備を図ります。

さらに、ライフラインについて、老朽化した上下水道施設の更新・耐震化事業を進めるとともに、電気・ガス施設などの耐震化及び安全化を図ります。

ウ) 建築物の耐震化の推進と密集市街地の改善

地震から住民の生命と財産を守るため、住宅や不特定多数の人が利用する病院・店舗・宿泊施設等の建築物や、要配慮者が利用する建築物（障がい者福祉施設・老人福祉施設・学校・保育所等）について、不燃化とあわせて耐震診断及び耐震改修を進めます。

特に、耐震性の低い老朽木造住宅が密集し、道路が狭隘な旧市街地では、道路整備や区画再編などとあわせて、建築物の耐震化を強化します。

また、緊急輸送道路や避難路の沿道の建築物について、地震発生時に建築物が倒壊し機能の低下の原因となることから、耐震化を推進します。

エ) 防災体制の充実

地域住民等を中心とした自主防災組織体制の充実を促進するとともに、災害情報の伝達、警戒避難体制の整備、関係機関との連絡体制の充実を図ります。

また、観光客についても、安全・安心・快適に滞在できるよう、災害発生時などに的確な情報提供を行います。

2) ひとにやさしいまちづくりの推進

すべての市民や観光客らが快適に都市施設を利用できるよう、ユニバーサルデザインに配慮した都市景観を目指すとともに、公共施設等におけるバリアフリー化を進めるなど、「松江市ひとにやさしいまちづくり条例」に基づき、ひとにやさしいまちづくりの推進を図ります。

ア) ユニバーサルデザインの推進

高齢者や障がいを持つ人をはじめとするすべての市民や、松江市を訪れる観光客等が安全で快適に利用できるよう、建築物や道路、公園等の都市施設の整備において、案内表示の工夫、誰もが利用しやすいトイレや授乳室の設置など、ユニバーサルデザインの導入を推進します。

イ) 公共施設等におけるバリアフリー化の推進

公共施設などの建築物や、道路・公園・駐車場といった都市施設など、不特定多数の人が利用する施設について、利用者の視点に立った、安全で快適に利用できる施設整備を進めます。住宅については、高齢者が安全に安心して生活できるよう、バリアフリー化に関する整備基準を満たせるよう、バリアフリー改修の支援を行います。

また、すべての市民や観光客等が、公共交通機関やタクシー等を利用して、安心して自由・快適に移動できるよう、情報発信や施設整備の推進などにより、交通環境の整備と向上を図ります。

4. 歴史・文化と景観・緑地・環境

本市の魅力は、豊かな水辺や森林などの自然環境や古くから伝えられてきた歴史・文化であり、市民一人一人が誇りに思っています。これらの資源を大切に守りながら、さらに魅力を高めるように取組を推進し、後世に伝えていきます。

1) 歴史まちづくりと魅力ある景観形成の推進

本市の持つ豊かな歴史・文化を生かして、住む人や訪れる人が魅力とやすらぎを感じられる町並みを形成するため、各地域の特性に応じて歴史的な町並みを保全・活用し、市民が誇りと愛着を持てる良好な都市景観の形成を図ります。

ア) 歴史的な町並み景観の保全

松江市歴史的風致維持向上計画における重点区域のうち、旧城下町、美保関、宍道といったエリアについては、歴史的な町並みが残っています。これらの町並みを構成する地域固有の貴重な歴史的建造物について、その活用を通じて保全継承していくために設けた登録制度を通じて、歴史的景観の形成を図るとともに、周辺環境の整備及びそれらに関連する伝統文化、伝統行事等の継承・育成を図ります。

イ) 魅力ある都市景観の形成

市街地ゾーンでは、商業・業務の中心として、高次都市機能が集積している一方、塩見縄手地区などの歴史的な町並みを有しています。このため、景観計画重点区域や地区計画制度などの活用により、建築物の高さや意匠・形態などについて規制・誘導を行い、歴史的景観の保全と活力ある都市活動とが調和した、魅力ある都市景観の形成を図ります。

一方で、市街地周辺ゾーンの幹線道路沿いで都市機能の立地が進んでいる地域では、都市活動とバランスの取れた景観形成を図ります。

田和山遺跡や出雲国風土記に記された出雲国府跡など、古代の遺跡が分布する地域の歴史的な特性を生かし、保全を通じて地域活動や教育活動を展開していきます。

ウ) 自然景観の保全

ラムサール条約登録湿地である宍道湖・中海の水辺景観や、日本海などの海辺景観、及び嵩山・枕木山といった宍道湖北山山系などの山並みは、松江の骨格となる自然景観として保全を図ります。

エ) 市民の意識の醸成

市民が誇りと愛着を持てる良好な景観形成を推進するとともに、松江市の景観に関する啓発普及活動を促進することにより、市民、事業者の景観に関する意識向上を図ります。

2) 緑地の保全と活用の推進

都市の貴重な緑地を確保し、良好な自然環境を生かすことにより、市民生活に潤いをもたらす水と緑のネットワークづくりを進めます。

ア) 水と緑の保全と活用

穴道湖を起点とし、大橋川を経て中海に至る水辺の骨格及び北山山系から南部丘陵地に至る緑の骨格については、水郷松江の水と緑に必要な機能を確保しつつ、魅力ある景観形成とあわせて、適正に保全します。

市内を流れる河川、公園の樹林地などの身近な水辺や緑とともに、農地や湖沼などは、豊かな水や緑、土とのふれあいの場として、関係機関などとの連携を図りながら安全性にも配慮し、適正に活用します。

市街地及びその周辺部の貴重な植生を有する樹林地や社寺林は、条例に基づく緑地保全区域の指定により、その保全を図ります。

イ) 水と緑にあふれる都市空間づくり

都市の緑地空間を確保するため、都市公園と同等の機能を有する公共施設緑地の確保や、地域の中心となる学校、公民館等の緑化を推進します。住宅地では、建築協定や地区計画などによる緑化推進を図ります。

緑化余地が少ない中心市街地では、街路樹等の植樹や水辺の緑化を推進し、連続性のある緑の空間を確保し、水と緑のネットワークとして整備を進めます。

3) 環境・エネルギーの保全と活用の推進

「世界に誇る環境主都まつえ」の実現を目指し、水質保全や緑・水辺の確保による自然環境の保全・活用や、低炭素社会の実現に向けた地球環境の保全、環境意識の高い人づくりのための市民参加の推進を図ります。

ア) 良好な自然環境の保全と活用

宍道湖・中海沿岸については、水辺環境の保全のため、宍道湖・中海一斉清掃など、地域の住民や事業者と連携した活動を推進するとともに、日本海沿岸の美しい海辺景観の保全を図ります。

また、半島部や山間部においては、豊かな里山が残されており、これらの良好な自然環境の保全を図るとともに、都市部からレクリエーション等のため訪れた市民との交流を促進します。

イ) 地球環境の保全と再生エネルギーの活用

地球温暖化の防止に向けて、太陽光や木質バイオマス等の再生可能エネルギーの利用を推進するとともに、公共交通の利用促進や電気自動車等のエコカーの導入促進などにより、低炭素社会の実現を図ります。

また、環境と経済の両立のため、環境関連産業の育成・創出による経済の活性化により、新たな雇用の創出を図ります。